

第3回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年8月27日（木曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|------|--|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 2 号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1 件 |
| 第 5 | 報告第 3 号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 5 件 |
| 第 6 | 議案第 9 号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3 件 |
| 第 7 | 議案第 10 号 現況証明願について | 2 件 |
| 第 8 | 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 3 件 |
| 第 9 | 議案第 12 号 農用地の買入協議に係る要請について | 1 件 |
| 第 10 | 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 19 件 |
| 第 11 | 議案第 14 号 標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について | |

○出席委員（15名）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 澁谷 洋 君 | 2 番 小野寺典男 君 | 3 番 高橋 正和 君 |
| 4 番 大泉 義明 君 | 5 番 甲斐やす子 君 | 6 番 森田 享子 君 |
| 7 番 笛木 眞一 君 | 8 番 平山 正志 君 | 10 番 熊谷 英二 君 |
| 11 番 船木 彰人 君 | 12 番 遠藤 聡 君 | 13 番 山本 政弘 君 |
| 14 番 渡邊 裕義 君 | 15 番 佐藤 徳市 君 | 16 番 佐藤 松喜 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

- 9 番 嶋中 勝 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤松喜君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤松喜君) 只今から第3回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時18分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤松喜君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤松喜君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・高橋君

4番・大泉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤松喜君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第3回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤松喜君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第2号

○会長(佐藤松喜君) 日程第4。報告第2号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第2号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 37.2h a

指名年月日 令和 8 年 8 月 6 日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、小野寺委員、遠藤委員、山本委員、佐藤徳市委員。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 について報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 2 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 3 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 5。報告第 3 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 5 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 1 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 5 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員

報告年月日 令和 8 年 7 月 1 6 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野 5 7 5 - 1

現況地目 畑

面積 46,238㎡

価格 2,774,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番、笛木です。

報告第3号、番号1について報告いたします。

令和8年5月20日に、平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和8年7月16日に、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で上虹別コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和8年6月9日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野48-11

現況地目 採放地

面積 344㎡外2筆、合計面積 670.53㎡

価格 3,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字栄 1 7 7 - 1 0

現況地目 畑

面積 2,732㎡

価格 38,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1 4 番・渡邊君。

○1 4 番（渡邊裕義君） 1 4 番、渡邊です。

報告第3号、番号2について報告いたします。

令和8年5月12日に、嶋中委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い、申出者に土地の価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和8年6月9日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、9番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

お諮りいたします。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

報告年月日 令和8年1月30日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字標茶238-2

現況地目 畑

面積 1,575㎡外2筆、合計面積 322,682㎡

価格 2,335,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

なお、番号4につきましては、譲受人、地番、価格等を説明し、他の項目については番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西標茶78-2

現況地目 採放地

面積 52,898㎡外1筆、合計面積 125,956㎡

価格 630,000円

譲受人 ●●●●さん。

予定資金は自己資金。

続きまして

土地の所在 字西標茶79

現況地目 採放地

面積 45,653㎡外1筆、合計面積 119,528㎡

価格 597,000円

譲受人 ●●●●さん。

予定資金は自己資金。

以上です。

なお番号3と番号4につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷洋君） 1番、澁谷です。

報告第3号、番号3と番号4について報告いたします。

令和7年11月4日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い、申出者に土地の価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和8年1月30日に、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で厚生コミュニティハウ

スにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者●●●●さん、●●●●さんに決定しました。
詳細については事務局説明のとおりです。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号3と番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあ
たられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3と番号4について報告のとおり承認されました。

続きまして番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号5

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 森田委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

報告年月日 令和8年1月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字クチョロ原野33-1

現況地目 畑

面積 1,566㎡外10筆、合計面積 500,776㎡

価格 6,946,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字クチョロ原野北22線東57

現況地目 畑

面積 28,921㎡外10筆、合計面積189,197㎡

価格 6,558,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字クチョロ原野北22線西57-1

現況地目 畑

面積 14,835㎡外10筆、合計面積161,877㎡

価格 3,386,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷洋君） 1番、澁谷です。

報告第3号、番号5について報告いたします。

令和7年11月4日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い、申出者に土地の価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和8年1月7日に、森田委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で久著呂コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、申出者より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第3号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第9号

○会長（佐藤松喜君） 日程第6。議案第9号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

審議の都合上、番号2と番号3について、それぞれ農地中間管理機構を介した転貸に係る関連案件でありますので、併せて審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2と番号3について、それぞれ併せて審議することといたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 9 号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野 1 1 線東 6－1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、16,061㎡外 2 筆、合計面積 43,574㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 2 年 8 月 31 日。

契約期間、令和 2 年 8 月 31 日から令和 12 年 8 月 30 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 8 年 8 月 4 日となっております。

以上です。

なお、番号 1 については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1 番・澁谷君。

○1 番（澁谷洋君） 1 番、澁谷です。

議案第 9 号、番号 1 について説明させていただきます。

8 月 20 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1 番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして、番号 2 と番号 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号 2

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号 3 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ原野 3 2 線 7 2 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,444㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和 7 年 6 月 1 3 日。

契約期間、令和 7 年 6 月 1 3 日から令和 1 7 年 6 月 1 2 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 8 年 8 月 5 日となっております。

番号 3 については、賃借人、賃貸人を説明し、他の項目は番号 2 と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●さん。

以上です。

なお、番号 2 と番号 3 については森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 6 番・森田君。

○6 番（森田享子君） 6 番、森田です。

議案第 9 号、番号 2 と番号 3 について説明させていただきます。

8 月 1 9 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6 番、森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２と番号３については原案可決されました。

以上をもって、議案第９号、内容３件は原案可決されました。

◎議案第１０号

○会長（佐藤松喜君） 日程第７。議案第１０号、現況証明願について、内容２件を議題といたします。

番号１を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１０号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり２件となっております。

番号１

土地の所在、字中チャンベツ原野南１線東１－２。

地目、登記簿、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積10,897㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、遠藤委員、山本委員、佐藤徳市委員

調査年月日、令和８年８月１２日

なお、調査結果につきましては、佐藤徳市委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） １５番・佐藤徳市君。

○１５番（佐藤徳市君） １５番、佐藤です。

議案第１０号、番号１について報告いたします。

令和８年８月１２日に小野寺委員、遠藤委員、山本委員と私、事務局より青島係長と現地調査を
してまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15 番、佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

土地の所在、字西熊牛原野西 2 線 8 2 - 3

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積 10,372㎡

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員

調査年月日、令和 8 年 5 月 1 2 日

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 14 番・渡邊君。

○14 番（渡邊裕義君） 14 番、渡邊です。

議案第 10 号、番号 2 について報告いたします。

令和 8 年 5 月 1 2 日に森田委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のこ

とから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第10号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第11号

○会長（佐藤松喜君） 日程第8。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第11号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南1線東1－3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,968㎡外1筆。合計面積42,166㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金2,201,485円。

譲受人世帯員4名。

農地は1,107,082㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号1については山本委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 13番・山本君。

○13番（山本政弘君） 13番、山本です。

議案第11号 番号1について報告いたします。

令和8年8月9日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

貸付人、●●●●、●●●●さん。

借受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野38-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,940㎡。

契約の種類、賃貸借（許可の日から5年間）。

権利移転設定の理由、貸付人、相手方の希望による、借受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、年間192,000円。

譲受人世帯員4名。

農地は443,115㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号2については笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 7 番・笛木君。

○7 番（笛木眞一君） 7 番、笛木です。

議案第 11 号 番号 2 について報告いたします。

令和 8 年 8 月 9 日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の●●●●は相手方の希望のため、借受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

続きまして番号 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい

番号 3

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野 3 2 線 7 2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,513㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金 250,000 円。

譲受人世帯員 4 名。

農地は 1,107,082㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号 3 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 10番・熊谷君。

○10番（熊谷英二君） 10番、熊谷です。

議案第11号 番号3について報告いたします。

令和8年8月12日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第11号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第12号

○会長（佐藤松喜君） 日程第9。議案第12号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第7号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり1件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和7年10月23日。

土地の所在、字クチョロ原野33-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,566㎡外32筆、合計面積851,850㎡。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

以上をもって、議案第12号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第13号

○会長（佐藤松喜君） 日程第10。議案第13号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての内容19件を議題といたします。

お諮りいたします。

審議の都合上、番号12と番号13につきましては、農地保有合理化事業による農地中間管理機構の買入れ及び売渡に係る関連案件、番号14と番号15、番号16と番号17、番号18と番号19につきましては、それぞれ農地中間管理機構を介した転貸に係る関連案件でありますので、併せて審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12と番号13、番号14と番号15、番号16と番号17、番号18と番号19につきましては、それぞれ併せて審議することといたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第13号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、下記の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり 19 件となっております。

番号 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号 2 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●。

土地の所在、字西熊牛原野西 2 線 7 8 - 1 8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,792㎡外 2 8 筆、合計面積 499,953㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和 8 年 9 月 1 4 日

対価の支払期限、令和 8 年 1 1 月 1 3 日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、19,895,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

番号 2 から番号 3 まで利用権の設定等をする者、土地の表示、価格を説明し、他の項目は番号 1 と同じでありますので説明を省略いたします。

なお、番号 1 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 について原案可決されました。

続きまして、番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号 3 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字西熊牛原野 4 8 - 7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、60,530㎡外 3 8 筆、合計面積677,604㎡

価格は、19,924,000円。

なお、番号2については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号3

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号4以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字標茶238-2。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,575㎡外2筆、合計面積322,682㎡

価格は、2,335,000円。

なお、番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3について原案可決されました。

お諮りいたします。

番号4から番号7まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号7まで内容4件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野48-11。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、344㎡外2筆、合計面積670.53㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年9月14日

対価の支払期限、令和8年11月20日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、3,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

番号5から番号7まで、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、利用権設定等の内容、対価の支払期限、価格を説明し、他の項目は番号4と同じでありますので説明を省略いたします。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、番号4と同じにつき説明を省略いたします。

利用権設定等の内容、番号4と同じにつき説明を省略いたします。

対価の支払期限、令和8年11月5日。

価格は、番号4と同じにつき説明を省略いたします。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字栄177-10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,732㎡外2筆、合計面積6,821㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払期限、令和8年11月20日。

価格は、38,000円。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、番号6と同じにつき説明を省略いたします。

利用権設定等の内容、番号6と同じにつき説明を省略いたします。

対価の支払期限、令和8年11月5日。

価格は、番号6と同じにつき説明を省略いたします。

なお、番号4から番号7については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号7については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号8から番号11まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号11まで内容4件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶79。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、45,653㎡外1筆、合計面積119,528㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年9月14日。

対価の支払期限、令和8年11月20日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、597,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

番号9から番号11まで、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、対価の支払期限、価格を説明し、他の項目は番号8と同じでありますので説明を省略いたします。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、番号8と同じにつき説明を省略いたします。

対価の支払期限、令和8年11月5日。

価格は、番号8と同じにつき説明を省略いたします。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶78-2。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、52,898㎡外1筆、合計面積125,956㎡。

対価の支払期限、令和8年11月20日。

価格は、630,000円。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、番号10と同じにつき説明を省略いたします。

対価の支払期限、令和8年11月5日。

価格は、番号10と同じにつき説明を省略いたします。

なお、番号8から番号11については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 8 から番号 11 について原案可決されました。

続きまして、番号 12 と番号 13 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 12

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野 575-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、46,238㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和 8 年 9 月 14 日

対価の支払期限、令和 8 年 11 月 20 日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、2,774,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

番号 13 について、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、対価の支払期限を説明し、他の項目は番号 12 と同じでありますので説明を省略いたします。

番号 13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

対価の支払期限、令和 8 年 11 月 5 日。

なお、番号 12 から番号 13 については、あっせん案件でありますのであらためての調査は起こっておりません。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１２から番号１３について原案可決されました。

続きまして、番号１４と番号１５を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号１４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野１１線東６－１。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積24,058㎡外２筆、合計面積58,587㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年９月１４日から令和１８年９月１３日。

土地の引渡時期、令和８年９月１４日。

金額、年間40,000円。

支払方法、毎年１２月２０日までに指定口座へ振込。番号１５以降、●●●●さんから利用権の設定等をする者への支払方法は番号１４と同じでありますので説明を省略致します。

なお、番号１５については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号１４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号１５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法、毎年１１月３０日までに指定口座へ振込。番号１６以降、利用権の設定等を受ける者から●●●●さんへの支払方法は番号１５と同じでありますので説明を省略致します。

番号１５につきましては、農地所有適格法人について審査する必要がありますので、ご説明申し上げます。

農地所有適格法人の要件として、形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。

●●●●さんにつきましては、

形態要件、株式会社。

事業要件、法人の主たる事業が農業である。

議決権要件、法人の総議決権の過半は、農地の権利提供者及び農業の従事者である。

役員要件、理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員である。

となっております。

以上、番号１４から番号１５につきましては澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） １番・澁谷君。

○1 番（澁谷洋君） 1 番、澁谷です。

議案第 1 3 号、番号 1 4 から番号 1 5 について報告いたします。

8 月 2 0 日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

利用権設定等を受ける者である当該法人は、農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、また、この新規の賃貸借契約についても、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 4 から番号 1 5 については原案可決されました。

続きまして、番号 1 6 と番号 1 7 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 1 6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 3 1 3 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 21,375㎡外 1 1 筆、合計面積 405,765㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 8 年 9 月 1 4 日から令和 1 8 年 9 月 1 3 日。

金額、年間 1,166,377 円。

なお、番号 1 7 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号 1 6 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 1 7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号１６から番号１７については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君）　１３番・山本君。

○１３番（山本政弘君）　１３番、山本です。

議案第１３号、番号１６から番号１７について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、８月１３日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君）　以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１３番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号１６から番号１７については原案可決されました。

続きまして、番号１８から番号１９までを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

番号１８

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字下チャンベツ１－１。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積62,424㎡外１６筆、合計面積409,689㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和８年９月１４日から令和１８年９月１３日。

金額、無償。

支払方法、なし。

なお、番号１９については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号１８と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号１９

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号１８から番号１９については佐藤徳市委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） １５番・佐藤徳市君。

○１５番（佐藤徳市君） １５番、佐藤です。

議案第１３号、番号１８から番号１９について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、８月１７日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました１５番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１８から番号１９について原案可決されました。

以上をもって、議案第１３号、内容１９件について原案可決されました。

◎議案第１４号

○会長（佐藤松喜君） 日程第１１。議案第１４号、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１４号について説明させていただきます。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規程に基づき標茶町長より意見を求められた、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（平成6年12月26日策定）の変更について意見を求めるものであります。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（案）は、別冊のとおりであります。

なお、詳細につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明したとおりですので省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって本件の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案適正との意見とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第14号について原案適正である旨の意見を標茶町長へ提出することといたします。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤松喜君） これをもちまして、第3回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第3回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時20分閉会）